

第2章 包括的基本権と法の下の平等

問題23

□□□

国総
H28-1-ア

大学が講演会の主催者として学生から参加者を募る際に収集した参加申込者の氏名、学籍番号、住所及び電話番号に係る情報は、当該大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではないため、このような個人情報について、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることが自然なことでまでは直ちにいえず、当該個人情報は、プライバシーに係る情報としての法的保護の対象とならない。

問題24

□□□

国総
H28-1-イ

犯行時少年であった者の仮名を用いて法廷での様子、犯行態様の一部、経歴や交友関係等を雑誌に掲載することは、少年法第61条の保護法益である少年の名誉・プライバシーや成長発達過程において健全に成長するための権利よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先される特段の事情が認められない限り、不法行為が成立する。

問題25

□□□

国般
H28-1-ウ

医師が、患者の肝臓の腫瘍を摘出するために、医療水準に従った相当な手術をした場合であっても、患者が宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有し、輸血を伴わないで肝臓の腫瘍を摘出する手術を受けることができるものと期待して入院したことを知っており、当該手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識していたにもかかわらず、ほかに救命手段がない事態に至った場合には輸血するとの方針を採っていることを説明しないで当該手術を施行し、患者に輸血をしたときは、当該医師は、患者が当該手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪われたことによって被った精神的苦痛を慰謝すべく、不法行為に基づく損害賠償責任を負わなければならない。

問題26

□□□

国般
H28-11-B

14条1項にいう「法の下に平等」とは、各人の性別、能力、年齢など種々の事實的・実質的差異を前提として、法の与える特権の面でも法の課する義務の面でも、同一の事情と条件の下では均等に取り扱うことを意味すると解されている。したがって、恣意的な差別は許されないが、法律上取扱いに差異が設けられる事項と事實的・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、その取扱上の違いは平等原則違反とはならない。

解答23 × 最判平15.9.12は、本問のような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと思えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報とは、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきであるとするとしている。

解答24 × 最判平15.3.14は、本件記事が被上告人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する内容を含むものとしても、本件記事の掲載によって上告人に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものであるとしている。このことからすると、不法行為に該当するか否かは、少年の名誉・プライバシーや成長発達過程において健全に成長するための権利よりも、明らかに社会的利益を擁護する要請が強く優先される特段の事情があるか否かで判断されるわけではない。

解答25 ○ 最判平12.2.29はXが、宗教上の信念からいかなる場合にも輸血を受けることは拒否するとの固い意思を有しており、輸血を伴わない手術を受けることができることを期待してVに入院したことをW医師らが知っており、手術の際に輸血を必要とする事態が生ずる可能性があることを認識したにもかかわらず、本件手術を施行し、右方針に従って輸血をしたのである。そうすると、本件においては、W医師らは、右説明を怠ったことにより、Tが輸血を伴う可能性のあった本件手術を受けるか否かについて意思決定をする権利を奪ったものといわざるを得ず、この点において同人の人格権を侵害したものとして、同人がこれによって被った精神的苦痛を慰謝すべき責任を負うとしている。

解答26 ○ 個人には置かれた状況、能力等に違いがあり、等しい取扱いを機械的に貫くことがかえって不合理な結果をもたらすこともあるので、「法の下に平等」とは、合理的な理由があれば異なる取扱いも許されるとする相対的平等と解されている。恣意的な差別は許されないが、法上取扱いに差異が設けられる事項と事実的・実質的差異との関係が社会通念から見て合理的である限り、取扱上の違いは平等原則違反とならない。

問題27

☐☐☐

国般

H28-11-C改

14条1項にいう「信条」が宗教上の信仰を意味することは明らかであるが、それにとどまらず、広く思想上・政治上の主義、信念を含むかについては、ここにいう信条とは、根本的なものの考え方を意味し、単なる政治的意見や政党的所属関係を含まないとして、これを否定する見解が一般的である。

問題28

☐☐☐

国般

H28-11-E改

判例は、14条1項後段に列挙された事項は例示的なものであるとし、法の下での平等の要請は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的な取扱いをすることを禁止する趣旨と解すべき、としている。

第3章 精神的自由

問題29

☐☐☐

国般

H26-11-I

最高裁判所裁判官の国民審査は解職の制度であるから、積極的に罷免を可とするものがそうでないものより多数であるか否かを知ろうとするものであり、積極的に罷免を可とする意思が表示されていない投票は罷免を可とするものではないとの効果を発生させても、何ら当該投票を行った者の意思に反する効果を発生させるものではなく、思想及び良心の自由を制限するものではないとするのが判例である。

問題30

☐☐☐

国般

H26-11-I

労働組合法第7条に定める不当労働行為に対する救済処分として労働委員会が使用者に対して発するポストノーティス命令は、労働委員会によって使用者の行為が不当労働行為と認定されたことを関係者に周知徹底させ、同種行為の再発を抑制しようとする趣旨のものであるが、当該命令が掲示することを求める文書に「深く反省する」、「誓約します」などの文言を用いることは、使用者に対し反省等の意思表示を強制するものであり、憲法第19条に違反するとするのが判例である。

問題31

☐☐☐

国般

H26-11-I

憲法の下においては、思想そのものは絶対的に保障されるべきであって、たとえ憲法の根本原理である民主主義を否定する思想であっても、思想にとどまる限り制限を加えることができないが、思想の表明としての外部的行為が現実的・具体的な害悪を生ぜしめた場合には、当該行為を一定の思想の表明であることを理由に規制することができ、当該行為の基礎となった思想、信条自体を規制の対象とすることも許されると一般に解されている。

解答27 × 「信条」は、歴史的には主に宗教や信仰を意味したが、今日ではさらに広く思想・世界観等を含むと解するのが通説である。したがって、広く思想上・政治上の主義、信念を含むかについては、これを肯定するのが一般的であり、否定する見解が一般的とする本肢は誤っている。

解答28 ○ 判例は、14条1項後段列举事由は「例示的なものであつて、必ずしもそれに限るものではないと解するのが相当」であるとしている（最大判昭39.5.27）。

解答29 ○ 判例（最大判昭27.2.20）は、国民審査制度は、「その実質において所謂解職の制度と見ることが出来る」と述べ、したがってこの制度は積極的に罷免を可とするものとそうでないものの2つに分け、前者が後者より多数であるか否かを知ろうとするものであり、いずれとも分からないものは積極的に罷免を可とする意思をもたないものとして後者に入れるのは当然であるとした。その上で、思想・良心の自由を制限するものではないとしている。

解答30 × 不当労働行為に対する救済処分として労働委員会が使用者に対して発するポストノティス命令について、判例は、「同種行為を繰り返さない旨の約束文言を強調する意味を有するにすぎない」として、19条違反の主張は前提を欠くと述べている（最判平2.3.6）。したがって、19条に違反するとする本肢は誤りである。

解答31 × 特定の思想をもっていること、あるいはもたないことを理由に、刑罰その他の不利益を加えることは、19条によって絶対的に禁止される。そして、思想の表明としてなされた特定の行為が、現実的・具体的害悪をもたらす場合には、その行為を規制することができるが、その場合にも、規制は、あくまでも当該行為のもたらす害悪に着目したものでなければならない。当該行為の基礎となっている思想そのものを規制の対象とすることは、19条に違反すると解されている。